

納税協会ニュース

2

平成14年2月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
財団法人 納税協会連合会 FAX 06-6135-4056 ()納税協会ホームページURL <http://www.nouzeikyokai.or.jp>

ウメ



公認会計士・税理士 池田博義

取引相場のない株式等について 相続税の課税価格の減額措置を創設

14年度改正 中小企業関係

平成14年度の税制改正で、取引相場のない株式等について相続税の課税価格の減額措置が創設されます。

(内容)

個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうちその会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たす場合に限り、その価額のうち3億円を限度として、相続税の課税上、その課税価格を10%減額できることとされます。

会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が10億円未満であること。

被相続人等がその会社の発行済株式等の総数の50%以上を有しており、相続人が引き続き有しきつ、役員として当該会社の経営に従事していたこと。

なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例等の適用はありません。

改正案によれば、上記の改正は、平成14年1月1日

以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

同族会社の留保金課税の軽減

14年度改正 中小企業関係

平成14年度の税制改正により、同族会社の留保金課税制度について、次の措置が講じられます。

中小企業者等に対する同族会社の特別税率については「新事業創出促進法」に規定する一定の業種・規模で創業10年以内の中小企業及び同法に規定する認定事業者（一定のベンチャー企業）に対しては、租税特別措置法で留保金課税を不適用とする措置が講じられていますが（措法68の3の2）、この不適用措置について「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の中小企業者に該当する法人で前事業年度の損金の額に算入される試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が3%を超えるものを措置の対象に加えた上、その適用期限が2年延長されます。

また、資本金1億円以下の中小法人に係る課税留保金額に対する税額については、その5%に相当する金額が軽減されます。

所得税の最高税率引下げなどを検討

経済財政諮問会議

政府の経済財政諮問会議（議長・小泉純一郎首相）は経済活性化に向けて、税制の検討に入りました。

今秋までには結論をまとめた考えです。

<税制改革の方向>

- 税制改革の基本方針として「活力」「共生」「公正」を重視。
- 当面は減税を優先し、活性化に重点を置く。
- 個人所得税の税率は現行4段階の累進度を緩和する。
- 個人所得税、法人税とも各種控除を廃止・縮小し、課税ベースを拡大する。
- 減価償却期間の短縮など投資促進税制を導入する。
- 消費税については税率見直しの前にインボイス（税額票）の導入など制度改革を推進する。「益税」の解消が課題。
- 相続税・贈与税の税率は累進度を緩和。課税ベースは拡大する。
- 徴税の公平性を確保するため納税者番号制度の導入を検討する。



社葬費用の取り扱い

税理士 岸田 光正

1 法人が負担する社葬費用

法人の役員や従業員が死亡した場合に、社葬が行われることがよくあります。

通常、葬儀は個人的な行事であるとされていますので、本来、遺族が負担すべき葬儀の費用を法人が負担することは原則として認められません。

しかし、法人の役員や従業員が死亡したため社葬を行い、その費用を法人が負担した場合で、法人に対する貢献度、経歴、地位、死亡の状況、法人の規模などからみて社葬を行うことが社会通念上相当であると認められるときは、その負担した費用のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額については、法人の福利厚生費として損金処理することができます。

2 社葬費用の範囲

社葬のために通常要すると認められる費用としては次のようなものが考えられます。

- (1) 社葬の通知費用
- (2) 葬儀会場や祭壇等の使用料
- (3) 僧侶へのお礼
- (4) 社葬に参列する人の案内や警備、車の交通整理等に要する人件費
- (5) 会葬者に対する礼状等の費用など

一方、明らかに故人の遺族が負担すべきであり、社葬

のために通常要する費用にあたらないものとしては次のようなものが考えられます。

- (1) 密葬や通夜の費用
- (2) 遺体の火葬費用
- (3) 戒名を受けるための費用
- (4) 仏壇や位牌の購入費用
- (5) 墓地、墓石の購入費用（永代使用料を含む）
- (6) 香典返しの費用など

したがって、社葬を行うことが相当ではなく単に遺族の葬儀費用を法人が負担したと認められるような場合や、社葬を行うことは相当と認められるが社葬のために通常要する費用にあたらない費用を法人が負担したような場合には、その負担額は故人の遺族に対する贈与（遺族が法人の役員や従業員である場合には賞与）として取り扱われます。

3 香典等の取り扱い

最後に会葬者が持参した香典等の取り扱いですが、社葬を行ってその費用を法人が負担する以上、受け取った香典等は当然に法人の収入とすべきであるという考え方と、香典等は個人の冥福を祈るために持参されたものであるから遺族に対する弔慰金等として遺族の収入とすべきであるという考え方があります。

そこで税務上は、社葬を行った場合でも、会葬者の持参した香典等を法人の収入としないで遺族の収入とすることができると言えています。